

議案第 7 号

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給料月額削減措置について、削減する月を限定し、当分の間、延長するとともに、条例の規定を整理するため、特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成 2 4 年君津市条例第 3 2 号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年君津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間」を「平成30年4月1日から同年12月31日までの間、平成31年4月1日から同年9月30日までの間、平成32年4月1日から同年6月30日までの間及び平成33年4月1日から当分の間（毎年4月1日から同月30日までの間に限る。）」に改める。

第2条第1項中「（一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年君津市条例第18号）附則第3項から第5項までの規定による給料を含む給料月額をいう。以下同じ。）」を削り、同条第4項を削る。

第4条及び第5条中「同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は」を削る。

第6条中「（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例)</p> <p>第1条 <u>平成30年4月1日から同年12月31日までの間、平成31年4月1日から同年9月30日までの間、平成32年4月1日から同年6月30日までの間及び平成33年4月1日から当分の間(毎年4月1日から同月30日までの間に限る。)</u> (以下「特例期間」という。) においては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)第3条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>100分の13</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>100分の11</td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>100分の11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一般職の職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第2条 特例期間においては、職員(一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額_____</p> <p>_____の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務</p>	職	割合	市長	100分の13	副市長	100分の12	教育長	100分の11	政策監	100分の11	<p>(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の特例)</p> <p>第1条 <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間</u></p> <p>_____ (以下「特例期間」という。) においては、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和45年君津市条例第18号)第3条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>100分の13</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>100分の11</td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>100分の11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一般職の職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第2条 特例期間においては、職員(一般職の職員の給与等に関する条例(昭和45年君津市条例第21号。以下「一般職給与条例」という。)第4条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。)に対する給料月額<u>(一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年君津市条例第18号)附則第3項から第5項までの規定による給料を含む給料月額をいう。以下同じ。)</u>の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務</p>	職	割合	市長	100分の13	副市長	100分の12	教育長	100分の11	政策監	100分の11
職	割合																				
市長	100分の13																				
副市長	100分の12																				
教育長	100分の11																				
政策監	100分の11																				
職	割合																				
市長	100分の13																				
副市長	100分の12																				
教育長	100分の11																				
政策監	100分の11																				

の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級	100分の1
3級	100分の2
4級	100分の3
5級	100分の4
6級以上	100分の5

2～3 省略

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号）第15条第3項又は第16条第3項の規定の適用については、同条例第15条第3項又は第16条第3項中「同条例第17条第2項」とあるのは、「特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年君津市条例第32号）第2条第3項（同条例第3条第2項において準用する場合を含む。）」とする。

の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級	100分の1
3級	100分の2
4級	100分の3
5級	100分の4
6級以上	100分の5

2～3 省略

4 特例期間においては、一般職給与条例附則第15項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から一般職給与条例附則第15項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から一般職給与条例附則第17項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号）第15条第3項又は第16条第3項の規定の適用については、同条例第15条第3項又は第16条第3項中「同条例第17条第2項」とあるのは、「特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成24年君津市条例第32号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第3条第2項において準用する場合を含む。）」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例(平成4年君津市条例第2号)第8条の規定の適用については、同条中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成24年君津市条例第32号)第2条第3項(\_\_\_\_\_)同条例第3条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年君津市条例第3号)第4条の規定の適用については、同条中「給料」とあるのは、「給料の額(特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成24年君津市条例第32号)第2条第1項及び第2項\_\_\_\_\_)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例(平成4年君津市条例第2号)第8条の規定の適用については、同条中「給与条例第17条第2項」とあるのは、「特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成24年君津市条例第32号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第3条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年君津市条例第3号)第4条の規定の適用については、同条中「給料」とあるのは、「給料の額(特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成24年君津市条例第32号)第2条第1項及び第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。